

議案第 35 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

平成31年3月8日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年野田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「定めて任用される職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）」を加え、同項第2号中「掲げる職員」の次に「及び地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員」を加え、同項第3号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

再任用職員の有効活用を図るため、再任用職員の派遣に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年野田市条例第2号)

改 正 案	現 行
(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 <u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)</u> (2) 非常勤職員(前号に掲げる職員及び地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。) (3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員 (4)・(5) (略) 3 (略)	(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (2) 非常勤職員(前号に掲げる職員を除く。) (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員 (4)・(5) (略) 3 (略)